

第9 農畜産物流通の部

解 説

この部には、「青果物卸売市場調査」、「畜産物流通調査」の結果から青果物及び畜産物の流通に関する数量、価額等の統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物卸売市場調査は、全国の青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにすることにより、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的としています。

イ 調査の期間

1月から12月までの1年間

ウ 調査の方法

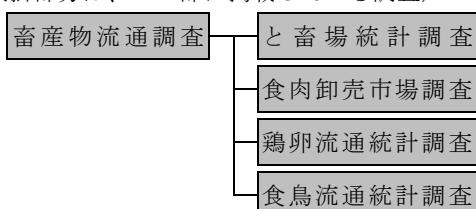
中央卸売市場に所在する全ての青果物卸売会社を調査対象とし、オンライン等により調査を実施しています。

ただし、調査対象が本社・支社の関係にあるものについては、原則として本社において支社分を含めて調査しました。

(2) 畜産物流通調査

ア 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



イ 調査の目的

畜産物流通調査は、畜産物のと畜頭数、流通量等を把握し、畜産物に関する生産及び出荷の調整、価格安定等各種施策のための資料とすることを目的としています。

ウ 調査期間

1月から12月までの1年間

エ 調査の方法

(ア) と畜場統計調査

と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜検査を行う都道府県及び地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定に基づく政令で定める市の知事又は市長の許可を受けて設置された全てのと畜場を調査対象とし、オンライン等により調査を行いました。

(イ) 食肉卸売市場調査

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき指定されている市場に所在する全ての食肉卸売会社を調査対象とし、オンライン等により調査を行いました。

(ウ) 鶏卵流通統計調査

前年の本調査の結果及び関係機関から収集した情報により作成した「鶏卵集出荷機関一覧表」を利用し、全国の鶏卵集出荷機関のうち、鶏卵の年間集出荷量が10t未満の鶏卵集出荷機関を除いた上で、集出荷量の合計が各都道府県の総集出荷量の60%以上となるまでの集出荷量上位の集出荷機関を調査対象とし、オンライン等により調査した結果を基に推定しました。

(エ) 食鳥流通統計調査

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき都道府県知事の許可を受けて設置された食鳥処理場であって、年間処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場（厚生労働省が毎年公表している「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」の「食鳥処理場名簿（食鳥検査対象施設）」の食鳥処理場）を調査対象とし、オンライン等により調査を行いました。

2 用語の解説

(1) 青果物卸売市場

青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付

けを行い、仲卸業者又は小売業者等に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいいます。したがって、産地で生産者から荷を集め、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めません。

中央卸売市場とは卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の規定に基づき農林水産大臣の認定を受けて開設している卸売市場です。

(2) 全国(総数)(青果物市場流通)

青果物卸売市場調査における全国(総数)の値については、農林水産省が保有する全国の地方卸売市場における直近の年度の情報を基に推定したものです。

(3) 中央卸売市場(青果物市場流通)

卸売市場ごとに調査対象卸売会社の積上げにより算出しています。

(4) 卸売数量(青果物市場流通)

卸売数量とは、青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量であり、その荷の荷姿の単位ごとに表示されている量目をkg換算した数量です。

(5) 卸売価額(青果物市場流通)

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額です。

(6) 卸売価格(青果物市場流通)

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した1kg当たりの平均価格です。

(7) と畜場

と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づき、食肉に供する目的で獣畜をと畜又は解体するために設置された施設をいいます。

(8) と畜数

と畜場において、肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数(切迫と畜頭数も含む。)をいいます。従って、と畜場に入場しても、と畜禁止あるいはと畜解体後の内臓検査等において病畜と判定され、枝肉の全部が焼却又は廃棄されたものは食用に供されないため、と畜頭数から除外します。

なお、枝肉の一部が廃棄されても残存部がある場合には頭数(1頭)として数えます。

(9) 成牛

生後1年以上の牛をいいます。

(10) 和牛

黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種並びに和牛間交雑種の牛をいいます。

この中には、肉の生産を目的とした肥育牛のほか、役用又は繁殖用の牛をもと牛とした肥育牛、役用又は繁殖用に使用されていたが、老齢のために廃用された牛及び繁殖障害等の理由で廃用された牛を含みます。

(11) 乳牛

ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種及び乳肉兼用種の牛をいいます。

(12) 交雑牛

乳牛と和牛又は乳牛と外国牛(肉用専用種)との交雑種の牛をいいます。

なお、和牛と外国牛(肉用専用種)との交雑種は、その他の牛に含めます。

(13) その他牛

ヘレフォード種、アバディーンアンガス種、シャロレー種等の外国牛(肉用専用種)及び和牛と外国牛(肉用専用種)との交雑種等をいいます。

(14) 去勢

おす牛の精巣を除去した牛をいいます。

(15) おす

おす牛のうち、去勢された牛を除いた牛をいいます。

(16) 子牛

生後1年末満の牛をいいます。

(17) 枝肉生産量

都道府県別と畜頭数に、と畜場統計調査で把握した子牛若しくは馬の1頭当たり平均枝肉重量又は食肉卸売市場調査の結果から算出した豚若しくは成牛の1頭当たり平均枝肉重量を乗じて算出したものです。

(18) 取引成立頭数

枝肉上場頭数のうち、卸売業者と売買参加者(仲卸業者を含む。)との間に取引が成立した頭数をいいます。すなわち、食肉卸売市場で卸売された頭数のことです。

(19) 卸売価格(食肉流通)

卸売会社が、仲卸業者又は売買参加者に売渡した枝肉の総価額を総重量で除して算出した1kg当たりの平均価格をいい、消費税を含みます。

(20) 枝肉

と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいいます。

なお、牛や豚の枝肉を、背柱の中心に沿って縦断したものを半丸又は半丸枝肉といいます。

(21) 鶏卵生産量

食用、加工用、種卵等として生産された鶏卵の数量をいい、収卵可能な奇形卵は含むが、収卵不可能な破卵、未熟卵は含めません。

(22) 食鳥処理場

家きんを食用に供する目的でと鳥し、と体・中ぬき及び解体を行う事業所をいいます。なお、調査の対象とする食鳥処理場には中ぬき及び解体の処理のみを行っている処理場を含めません。

(23) 肉用若鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」（平成5年3月10日付け5畜A第435号農林水産省畜産局長通知）に規定する「若どり」）をいいます。

(24) 廃鶏

採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいいます。

(25) その他の肉用鶏

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいいます。

一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月齢未満のものは肉用若鶏として扱っています。

なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、比内地鶏、名古屋コーチン等があります。

(26) 処理量（生体）

食鳥処理場が食鶏を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいいます。

なお、食鳥処理場が生体重量を把握していない場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出しました。